

V 生活環境班

1 食品衛生業務

- (1) 業務内容
- (2) 食品衛生法に基づく営業施設及び監視状況
- (3) 食品の収去検査
- (4) 食中毒発生状況及び食品に関する苦情受付状況
- (5) 食品表示法に係る点検状況
- (6) 調理師及び製菓衛生師試験願書受付及び免許交付状況
- (7) 衛生教育の実施状況
- (8) 沖縄県食品衛生協会北部支部

2 生活衛生業務

- (1) 業務内容
- (2) 生活衛生営業施設
- (3) 水道関係
- (4) 墓地関係
- (5) 化製場法
- (6) 建築物衛生法
- (7) 遊泳用プール

3 医事薬事業務

- (1) 業務内容
- (2) 病院、診療所及び助産所
- (3) 医療従事者
- (4) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律及び柔道整復師法
- (5) 医薬品医療機器等法、毒物及び劇物取締法
- (6) 麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法及び覚醒剤取締法
- (7) 血液事業
- (8) ハブ対策
- (9) 海洋危険生物対策

4 環境保全業務

- (1) 業務内容
- (2) 水質環境保全
- (3) 大気環境保全
- (4) 公害苦情調査

5 環境整備業務

- (1) 業務内容
- (2) 廃棄物処理
- (3) 建設リサイクル
- (4) 自動車リサイクル
- (5) ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物
- (6) 廃棄物不適正処理防止対策
- (7) 浄化槽
- (8) そ族昆虫及び衛生害虫

1 食 品 衛 生 業 務

(1) 業務内容

生活環境班食品・生衛グループでは、食品衛生法に基づく営業施設の監視指導、食品表示法に係る指導及び調理師法、製菓衛生師法に係る試験願書受付及び免許申請受付などの業務を行っている。

また、食品の安全性を確保し食品に起因する事故を防止するために作成された沖縄県食品衛生監視指導計画に基づき食品の収去検査及び監視指導を実施している。

さらに、食中毒発生時には原因調査を行い、原因施設に対し行政処分等を行うことにより再発防止の徹底を図っている。

(2) 食品衛生法に基づく営業許可施設及び営業届出施設

ア 食品衛生関係営業許可施設及び監視指導について

食品衛生法は、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規則その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的として昭和 22 年に制定された。

食品衛生法は平成 30 年 6 月 13 日に大きな改正（以下「改正法」という。）があり、令和 3 年 6 月 1 日に本格施行となった。その内容は施設基準の平準化、営業許可業種の見直し、HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の制度化、食品の自主回収（リコール）の報告義務などである。

表 1 に令和 5 年度末時点の市町村別営業許可施設数及び監視指導件数を示す。

（旧※）は旧法における許可業種で、現在は新しい業種への変更や他の業種に統合されている。

なお、旧許可業種は、許可の有効期限まではそのまま営業でき、許可継続の際に新許可業種での許可となる。

表 1 食品衛生関係営業許可施設数(市町村別)及び監視指導件数 令和 5 年度末現在(件)

業種	名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	臨時営業※ 1	自動車営業※ 2	合計	監視指導件数
飲食店営業	1,413	137	40	31	301	511	111	35	27	286	83	2,975	619
菓子（パンを含む）製造業	179	30	19	11	58	70	23	9	5	26	4	434	54
乳処理業	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0
特別牛乳さく取処理業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳製品製造業	1	0	1	0	1	2	0	0	0	0	0	5	1
集乳業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
魚介類販売業	58	9	5	0	8	26	7	4	3	0	0	120	13
魚介類競り売り営業	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3	1
（旧※）魚肉練り製品製造業	1	0	0	0	0	2	1	1	0	0	0	5	0
（旧※）食品の冷凍又は冷蔵業	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0

(旧※)かん詰・びん詰製造業	2	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	5	0
(旧※)喫茶店営業	20	2	0	0	9	5	1	0	0	58	17	112	0
(旧※)あん類製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アイスクリーム類製造業	23	2	3	1	5	10	1	0	0	0	1	46	3
(旧※)乳類販売業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食肉処理業	13	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	16	6
食肉販売業	51	11	1	0	16	23	7	4	2	0	0	115	12
食肉製品製造業	4	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	7	3
(旧※)乳酸菌飲料製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食用油脂製造業	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
(旧※)マーガリン又は ショートニング製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(旧※)みそ製造業	4	1	0	0	1	1	1	0	1	0	0	9	0
(旧※)しょうゆ製造業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
(旧※)ソース類製造業	4	1	1	2	2	3	0	1	0	0	0	14	0
酒類製造業	9	0	1	0	1	2	1	1	1	0	0	16	2
豆腐製造業	4	2	0	0	1	4	1	0	0	0	0	12	2
納豆製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
麺類製造業	6	0	1	0	1	6	0	3	1	0	0	18	2
そうざい類製造業	102	16	9	8	36	43	16	7	4	0	0	241	41
添加物製造業	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	3	0
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	20	2	4	1	6	10	0	0	0	0	0	43	8
氷雪製造業	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0
(旧※)氷雪販売業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
調理機能を有する自動販売機	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水産製品製造業	3	2	0	0	0	1	1	0	0	0	0	7	1
液卵製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
みそ又はしょうゆ製造業	1	0	1	1	1	1	1	0	1	0	0	7	2
複合型そうざい製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
冷凍食品製造業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
複合型冷凍食品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
漬物製造業	5	1	1	0	3	6	6	1	0	0	0	23	66
密封包装食品製造業	14	1	4	3	10	4	2	1	0	0	0	39	10
食品の小分け業	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	1
合計	1,944	221	93	59	467	731	181	69	46	370	105	4,286	849

※ 1 旧許可業種の簡易営業を含む。

※ 2 旧許可業種の自動車営業を含む。

イ 簡易営業と臨時営業、自動車営業について

お祭りなどのイベント時に出店される営業については、食品衛生法に係る営業許可が必要であり、旧食品衛生法施行条例では「簡易営業」又は「自動車営業」の分類となっていた。さらに取り扱う品目によって飲食店営業、喫茶店営業、菓子製造業、アイスクリーム製造業のそれぞれで許可業種の取得が必要であったが、法改正に伴う条例改正により、それぞれの許可業種が飲食店営業の「臨時営業」に一本化された。ただし、取扱う品目により必要給水量が定められ、また直前加熱を条件としていることから提供できる食品は限られている。

一方、社会的ニーズの高まりにより自動車営業はこれまでの県条例規定の営業許可から法規定の営業許可に変わり、必要給水量によりこれまで取扱いが制限されていた食品の提供も可能となった。

表2に旧条例に基づく簡易営業・自動車営業の許可施設数及び改正法に基づく臨時営業・自動車営業の許可施設数を示す。

表2 祭りなどのイベントに出店する営業許可施設数 令和5年度末(件)

	業 種	取扱い可能食品	簡易営業	自動車営業
旧 条 例 に 基 づ く 許 可	飲食店営業	煮物類、焼者、麺類、揚げ物など	109	23
	菓子製造業	菓子類、パンなど	26	4
	喫茶店営業	かき氷、シャーベット、飲物	58	17
	アイスクリーム類製造業	アイスクリーム類	0	1
	小 計		193	45
改 正 法 ・ 条 例 に 基 づ く 許 可	飲食店営業	取扱い可能食品	臨時営業	自動車営業
	(臨時営業 40L)	スナック菓子、パン、清涼飲料水、かき氷、アイスクリーム類等	24	
	(臨時営業 80L)	煮物類、焼者、麺類、揚げ物、菓子類等、	152	
	(臨時営業 200L)	上記の品目で使い捨て容器を使用しない場合	1	
	(自動車営業 40L)	既製品等を焼く、揚げるなどの簡単な調理行為で調理した食品（揚げ物、かき氷、清涼飲料水等）		7
	(自動車営業 80L)	簡単な調理工程で調理した食品（サンドイッチ、アイスなどへのトッピング等）		35
	(自動車営業 200L)	複数の調理工程により調理師した食品（下処理～調理～盛り付け）		18
	小 計		177	60
	合 計		370	105

ウ 営業届出施設等

平成 30 年の法改正に伴い営業届出制度が新設され、従来の県細則に基づく営業報告については令和 3 年 5 月 31 日付けで廃止され、改正法に基づき保健所への届出が必要となった。

また、従来許可業種とされてきた乳類販売業、魚介類販売業（包装済みのみ）、食肉販売業（包装済みのみ）、コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）は営業届出施設へ移行された。

表 3 に改正食品衛生法に基づく営業届出施設数を示す。

表 3 改正食品衛生法に基づく届出を要する食品関係営業施設 令和 5 年度末(件)

	業 種	施設数
旧許可業種で あった営業	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	72
	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	111
	乳類販売業	128
	氷雪販売業	1
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	12
販売業	弁当販売業	9
	野菜果物販売業	16
	米穀類販売業	3
	通信販売・訪問販売による販売業	4
	コンビニエンスストア	90
	百貨店・総合スーパー	40
	自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く）	33
	その他の食料・飲料販売業	71
製造・加工業	添加物製造・加工業（法第 13 条第 1 項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く）	3
	いわゆる健康食品の製造、加工業	1
	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く）	25
	農産保存食料品製造・加工業	26
	調味料製造・加工業	20
	糖類製造・加工業	2
	精穀・製粉業	1
	製茶業	31
	海草製造・加工業	9
	卵選別放送業	1
	その他の食料品製造・加工業	102
上記以外のもの（改正法による改正後の法第 68 条第 3 項において準用されるものを含む。）	行商	5
	集団給食施設	108
	器具・容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る）	1
	露天・仮設店舗における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	0
	その他	3
合 計		928

エ 営業許可及び営業届出施設数の推移

食品営業許可施設の累計件数及び新規申請・継続申請件数及び営業届出件数の推移を表４に示す。

表４ 食品営業許可施設数の推移 (件)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
許可施設数	5,634	5,800	4,378	4,325	4,286
(新規申請)	662	530	751	800	748
(継続申請)	326	328	64	0	0
(廃業・期限切れ)	308	364	2173	853	784
営業届	—	—	618	773	928
(新規届)	—	—	622	163	168
(廃業届)	—	—	4	8	13

※食品台帳システム上の集計により、各年度の年度末施設数、新規件数、廃業件数(期限切れ)の合計にズレが生じる。

※法改正により令和3年6月1日以降の許可申請は全て新規申請として扱われる。

※令和3年度の廃業(期限切れ)件数が多いのは、法改正により許可から届対象施設に移行した業種が複数あるため。

(3) 食品の収去検査

収去検査とは、食品の製造又は販売される営業施設から食品又は原材料等を採取し、試験検査を行うことである。

表５に収去検査検実績を示す。

表５ 収去検査実績 令和5年度(件)

	収去したもの (実数)	試験の内容（再掲）					違反件数
		微生物学的検査	理化学検査			その他	
			残留農薬	残留動物用医薬品	その他		
魚介類	1	0		1	0	0	0
肉卵類及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)	3	0	3	3	0	0	0
野菜類・果物及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く)	5	0	0	3	0	0	0
その他の食品	12	12	0	0	0	0	0
計	21	12	3	7	0	0	0

(4) 食中毒発生状況及び食品に関する苦情受付状況

令和5年1月に、カンピロバクター属菌を起因とする食中毒事件が発生したが、調査の結果、原因施設の特定には至らなかった。

また、食中毒事件には至らなかったものの、有症等の苦情についても、原因の調査や関連する施設の指導等を実施し再発防止を図っている。

表6に管内の食中毒発生状況を、表7に令和5年度の苦情件数を示す。

表6 管内食中毒発生状況（平成31年(令和元年)度以降）

年度	月	原因施設	喫食者数	患者数 (死者数)	原因食品	病因物質
平成31年 (令和元年)	4月	自宅	2	1	シメサバ	アニサキス
	5月	飲食店	15	10	不明	ロタウイルス
令和2年	6月	自宅	9	5	バラウエダイ	シガトキシン
	8月	自宅	4	2	イッテンフエダイ	シガトキシン
令和3年	4月	介護施設	179	11(1)	春雨の和え物	サルモネラ属菌
令和4年	9月	飲食店	4	2	提供された食事	カンピロバクター ・ジェジュニ
令和5年	1月	不明	9	2	不明	カンピロバクター ・ジェジュニ

※()は死者数

表7 要因別苦情件数

令和5年度

要因	件数	内容
有症	3	下痢、腹痛等
異物混入	4	金属片等、悪臭食品
表示関係	2	表示不備、アレルギー表示
施設管理	7	施設不衛生、そ族昆虫
その他	7	無許可疑い

(5) 食品表示法に係る点検状況

食品表示法は、食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関し重要な役割を果たしていることから、食品に関する表示について基準の策定その他必要な事項を定めることによりその適正を確保することとしている。

沖縄県食品衛生監視指導計画に基づき、例年5月と10月に食品表示一斉取締りを実施しており、令和5年度は計380点の表示点検を実施した。

(6) 衛生教育の実施状況

食中毒の防止及び食品の衛生的な取扱いの普及に向け、食品事業者及び消費者を対象に食品衛生講習会等を実施している。

表 8 に令和 5 年度の衛生教育の実施状況を示す。

表 8 衛生教育の実施状況

令和 5 年度

名 称	場 所	参加対象者	回数	参加人数
食品衛生責任者講習会*	沖縄県北部雇用能力 開発総合センター	食品関係営業者	7 回	337 名
食品衛生講習会	管内各所	祭り出店業者・民泊事 業者・その他	14 回	389 名

* 沖縄県食品衛生協会北部支部主催：講師派遣

(7) 沖縄県食品衛生協会北部支部

一般社団法人沖縄県食品衛生協会北部支部は、食品事業者の参加により食品衛生の趣旨に沿って飲食に起因する食中毒、感染症その他の危惧を防止し、食品の品質その他食品衛生の向上を図り、もって公衆衛生の増進に寄与することを目的として昭和 60 年 3 月 12 日に設立された。

表 9 に主な事業内容及び実績を示す。

表 9 (一社) 沖縄県食品衛生協会北部支部の主な事業内容及び実績

令和 5 年度

会員数	正会員・賛助会員 858 名
巡回指導	巡回指導 628 件、
食品営業賠償共済	加入件数 407 件
食品衛生責任者講習会	回数： 7 回 受講者数：337 名
5 つ星事業	HACCP 型 申込数 5 判定数 3

2 生活衛生業務

(1) 業務内容

保健所では、生活衛生営業施設に関する許認可事務及び立入検査等の監視業務、住宅宿泊事業及び住宅宿泊管理者への指導監督を行っている。水道法に係る簡易専用水道、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(建築物衛生法)に係る特定建築物及び事業者登録業務、化製場法に係る化製場等の施設の許認可業務およびこれら各々の施設の監視業務を行っている。また営業用の遊泳プール施設を設置する事業者に対する指導等も行っている。

(2) 生活衛生営業施設

理容所、美容所、クリーニング所、旅館、公衆浴場、興行場は生活衛生営業施設といわれ、営業をする際には事前に保健所長の許可等を得る必要がある。また観光客の宿泊ニーズの多様化に対応するために平成30年6月に住宅宿泊事業法が制定され、住宅で宿泊業を行う場合は事前の届出が義務づけられた。管内の生活衛生営業施設及び住宅宿泊事業に係る施設は表1のとおりである。

表1 生活衛生営業施設数及び住宅宿泊事業に係る届出施設数

令和5年度末

			名 護 市	国 頭 村	大 宜 味 村	東 村	今 帰 仁 村	本 部 町	伊 江 村	伊 平 屋 村	伊 是 名 村	合 計
理 容 所			94	8	4	1	13	24	7	1	3	155
美 容 所			214	16	5	3	35	43	14	3	3	336
公 衆 浴 場	普通 浴場	公 営	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		私 営	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特殊 浴場	第 1 号	0	0	0	0	2	1	0	0	0	3
		第 2 号	3	1	1	0	1	2	0	0	0	8
		第 3 号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		第 4 号	7	2	0	0	0	4	0	0	1	114
	小 計		10	3	1	0	3	7	0	0	1	25
旅 館 等	ホテル・旅館		196	32	15	17	153	291	16	16	10	746
		客室数	3,985	441	33	79	643	2,732	131	130	129	8,303
		収容人員	12,326	1,350	164	328	2,984	11,383	413	343	319	29,610
	簡易宿所		190	60	59	102	317	278	261	60	103	1,430
		客室数	453	145	114	163	588	655	440	106	212	2,876
		収容人員	1,782	569	400	655	2,325	2,746	1,680	412	841	11,696
	下 宿		1	0	0	0	0	1	0	0	0	2
		客室数	54	0	0	0	0	1	0	0	0	55
		収容人員	54	0	0	0	0	2	0	0	0	56
	小 計		387	92	74	119	470	570	277	76	113	2,178
		客室数	4,492	586	147	242	1,231	3,388	571	236	341	11,234
		収容人員	14,162	1,919	564	983	5,309	14,131	2,093	755	1,160	41,076
住宅宿泊事業			22	2	2	1	7	7	1	7	0	49

興行場	常 設	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2
	臨時及び仮設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2
クリーニング所	クリーニング所	11	0	0	0	0	3	2	1	0	17
	取次所	41	1	0	0	3	3	0	0	1	49
	無店舗取次店	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	52	1	0	0	3	6	2	1	1	66

0

表 2 生活衛生営業施設事務処理及び監視指導件数

令和 5 年度

	旅館等	興行場	公衆浴場	理容所	美容所	クリーニング所	無店舗取次店	住宅宿泊事業
許可・届出等	90	0	1	2	11	0	0	5
変 更	60	0	6	2	2	3	0	2
廃 止	31	0	1	0	5	1	0	12
監視指導	112	0	5	3	12	1	0	12

表 3 生活衛生営業施設数の年次変化

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
理容所	140	147	150	152	155
美容所	306	320	326	330	336
公衆浴場	20	19	20	20	21
旅館業	1,840	1,945	2,008	2,067	2,179
住宅宿泊事業	87	43	49	44	51
興行場	2	2	2	2	2
クリーニング所	17	17	18	17	17
クリーニング取次店	49	50	49	49	48

(3) 水道関係

水道法では、水道事業体から供給された水を貯留する貯水槽の内、有効容量 10m³を超えるものを簡易専用水道と定め、設置者へ年 1 回以上の施設の外観及び水質の検査、清掃等の衛生管理を義務づけている。10 m³に満たない小規模貯水槽においても簡易専用水道に準じた維持管理が求められている。

表 4 簡易専用水道設置数

令和 5 年度

市 町 村 名	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	合 計
施 設 数	46	11	11	49	117

※名護市、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村は権限移譲

(4) 墓地関係

墓地・納骨堂・火葬場の経営許可の事務は、平成 21 年度以降、順次市町村に権限が移譲され、平成 28 年度の今帰仁村への移譲をもって管内全ての市町村にその事務が移譲された。なお、市町村における墓地等の許可事務等については、主管課である衛生業務課からの「沖縄県市町村権限移譲交付金の算定に係る等の事務処理件数の確認」依頼により各市町村へ事務処理状況の確認を行っている。

表 5 墓地等の設置件数

令和 5 年度末

	名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	合計
墓地新設（年度内）	8	4	5	0	11	6	5	0	0	24
火葬場（施設数）	1	1	1	0	1	1	1	1	1	7
納骨堂（施設数）	5	0	0	0	0	1	1	0	0	7

(5) 化製場法

化製場とは、死亡した家畜の死体などを処理する施設の総称で、「化製場等に関する法律」により、以下の 3 施設に区分される。当該施設を設置する際には県知事の許可を得る必要がある。

ア 化製場

獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）の肉、皮、骨、臓器等を原料として皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物を製造するために設けられた施設。

イ 死亡獣畜取扱場

死亡獣畜を解体し、埋却し、又は焼却するために設けられた施設。

ウ 製造又は貯蔵の施設

魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とする油脂、にかわ、肥料、飼料その他の者の製造施設並びに獣畜、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を化製場又はこれに類する施設に供給するための貯蔵施設。

表 6 化製場法に係る許可施設数

令和 5 年度末

	名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	合計
化製場	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
死亡獣畜取扱場	0	2	0	1	0	0	1	0	0	1
製造又は貯蔵の施設	2	0	2	0	0	0	1	0	0	4
合計	3	0	1	0	0	0	2	0	0	6

(6) 建築物衛生法

ア 特定建築物

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（建築物衛生法）において、多数の者が使用又は利用する建築物で特定の用途（興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、学校）において延べ面積(3,000 ㎡以上、学校は 8,000 ㎡以上)に該当するものは特定建築物となり、建物の衛生的な管理基準が定められている。

表 7 特定建築物数

令和 5 年度末

	名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	合計
集 会 場	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
店 舗	9	0	0	0	0	0	0	0	0	9
事 務 所	11	1	1	1	0	1	0	0	0	14
博 物 館	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
旅 館	15	0	1	0	4	9	0	0	0	29
合 計	36	1	1	1	4	11	0	0	0	54

イ 建築物衛生法に係る事業の登録

建築物の衛生的環境を確保するためには、建築物の環境衛生上の維持管理を行う事業者が、適切にその業務を遂行することが求められる。建築物衛生法では、事業の区分（清掃業、空気環境測定業、飲料水水質検査業、飲料水貯水槽清掃業、ねずみ・昆虫防除業、総合管理業、空気調査用ダクト清掃業、排水管清掃業）により営業所ごとに保健所登録を受けることができるとされている。1 業者において複数の事業を登録しているものもあり、管内の事業者は 9 事業者となっている。

表 8 建築物環境衛生に係る登録業者

令和 5 年度末

	名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	合計
建 築 物 清 掃 業	2	0	0	0	0	1	0	0	0	3
建築物飲料水貯水槽清掃業	2	1	0	0	0	2	0	1	0	6
建築物ねずみ・昆虫防除業	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
建築物総合管理業	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2
合 計 (事業者数)	5 (5)	1 (1)	0	0	0	5 (2)	0	1 (1)	0	12 (9)

(7) 遊泳用プール

遊泳用プールについては「遊泳用プールの衛生基準について（平成 19 年 5 月 28 日付厚生労働省健康局長通知）」に基づき、設置者へ指導を行っている。近年観光客の増加に伴い、プールの形態や利用方法が多様化し、水質や安全性への関心が高まっていることから設置者へ水質検査等の実施と報告を求めている。

表 9 遊泳用プールの設置件数と指導状況

令和 5 年度末

	名 護 市	国 頭 村	大 宜 味 村	東 村	今 帰 仁 村	本 部 町	伊 江 村	伊 平 屋 村	伊 是 名 村	合 計
プー ル 設 置 施 設 数	9	1	0	0	3	7	2	1	0	23
プー ル 数	32	3	0	0	4	13	4	2	0	58
指 導 件 数（年度内）	4	1	0	0	1	3	1	1	0	11
指 導 内 容	水 質 基 準	4	0	0	0	1	0	1	0	6
	施 設 基 準	0	1	0	0	0	0	0	1	2
	維 持 管 理 基 準	4	1	0	0	1	3	0	1	10
	そ の 他（日誌等）	1	0	0	0	0	0	0	0	1

3 医事薬事業務

(1) 業務内容

保健所では、医療法及び関連法令に基づき、病院（救急病院を含む）、診療所（歯科診療所を含む）及び助産所等の監視指導、医療従事者（医師、歯科医師その他医療関係者）の届出、免許申請または書き換え交付申請等の受理及び進達、医療施設や施術所等の開設届または変更に伴う書類の受理等の業務を行っている。

薬事関係では、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧薬事法）に基づき、薬局、医薬品販売業等の監視指導及び申請、届出書類の受理を行っている。また、毒物及び劇物取締法、麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法及び覚醒剤取締法に関連する業務のほか、血液事業、ハブ対策、海洋危険生物対策に関する業務も行っている。

(2) 病院、診療所及び助産所

表 1 病院、診療所及び助産所の施設数

令和 5 年度末

市町村名 項目		名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	計	
病院	国 立	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9
	県 立	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	法 人	4	0	0	0	1	2	0	0	0	7	
	個 人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
診療所	県 立	1	0	0	0	0	0	0	1	1	3	67
	市町村立	3	2	1	1	0	0	1	0	0	8	
	共 済	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
	法 人	30	1	3	0	1	2	1	0	1	39	
	個 人	12	0	0	0	1	2	0	0	0	15	
歯科診療所	市町村立	0	1	1	1	0	0	1	1	1	6	38
	法 人	7	0	0	0	1	1	0	0	0	9	
	個 人	18	1	0	0	1	3	0	0	0	23	
助産所		1	0	0	0	1	0	0	0	0	2	2
計		80	5	5	2	6	10	3	2	3	116	116

※ 病院とは患者 20 人以上の収容施設を有するものをいう。診療所とは、患者を入院させるための施設を有しないものまたは患者 19 人以下の収容施設を有するものをいう。

※ 訪問のみを業とする者を除く

表 2 病院一覧

令和 5 年度末現在

	名 称	所 在 地	開設者	診療科目	病床数	救急
1	国立療養所 沖縄愛楽園	名護市字済井 出 1192 (0980) 52- 8331	厚生労働 大臣	内科、外科、整形外科、眼科、泌尿 器科、皮膚科、耳鼻咽喉科、精神科、 歯科	404	
2	沖縄県立 北部病院	名護市大中 2 丁目 12 番 3 号 (0980) 52- 2719	沖縄県知 事	内科、呼吸器内科、消化器内科、循 環器内科、腎臓内科、神経内科、外 科、呼吸器外科、消化器外科、脳神 経外科、形成外科、整形外科、リハ ビリテーション科、精神科、リウマ チ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、 産科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、 放射線科、病理診断科、救急科、麻 酔科、歯科口腔外科	327	有
3	社会福祉法人 五和会 名護療育医療 センター	名護市字宇茂 佐 1765 (0980) 52- 0957	社会福祉 法人五和 会	内科、精神科、神経科、小児科、外 科、整形外科、リハビリテーション 科	80	
4	もとぶ記念 病院	本部町字石川 972 (0980) 51- 7007	医療法人 博寿会	精神科、老年精神科、内科	170	
5	医療法人 タピック 宮里病院	名護市字宇茂 佐 1763 番地 2 (0980) 53- 7771	医療法人 タピック	内科、精神科、神経内科、脳神経外 科、整形外科、リハビリテーション 科、皮膚科	239	
6	北山病院	今帰仁村字今 泊 307 (0980) 56- 2339	医療法人 光風会	内科、整形外科、リハビリテーショ ン科、皮膚科	60	
7	もとぶ野毛病 院	本部町字大浜 880 番地 1 (0980)47 - 3001	医療法人 野毛会	内科、脳神経外科、外科、小児科、 整形外科、リハビリテーション科、 放射線科	150	
8	公益社団法人 北部地区医師 会 北部地区医師 会病院	名護市字宇茂 佐 1712 番地の 3 (0980) 54- 1111	公益社団 法人北部 地区医師 会	内科、糖尿病内科、循環器内科、外 科、消化器外科、心臓血管外科、形 成外科、整形外科、リハビリテーシ ョン科、精神科、心療内科、皮膚科、 リウマチ科、放射線科、病理診断科、 救急科、麻酔科	236	有
9	医療法人 琉心会 勝山病院	名護市字屋部 468 番地 1 (0980) 53- 7777	医療法人 琉心会	内科、整形外科、リハビリテーショ ン科、リウマチ科	154	

表 3 病院、診療所、助産所施設数の年次変化

単位：件

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
病 院	9	9	9	9	9
診 療 所	66	65	67	67	67
歯科診療所	40	38	39	38	38
助 産 所	0	1	2	2	2
計	115	113	117	116	116

※訪問のみを業とする者を除く

表 4 監視指導

令和 5 年度

施 設 数	違反件数合計	違 反 内 容				
9	2	医療従事者数	管 理	業務委託	帳票記録	その他
		0	2	0	0	0

※指摘した違反内容については、速やかに改善に向けた方策の報告を受けている。

(3) 医療従事者

表 5 免許申請等件数

令和 5 年度

職 種	医 師	歯 科 医 師	薬 剤 師	保 健 師	助 産 師	看 護 師	准 看 護 師	診 療 放 射 線 技 師	臨 床 検 査 技 師	理 学 療 法 士	作 業 療 法 士	視 能 訓 練 士	合 計
申 請	2	0	0	4	2	46	4	0	2	11	7	0	79
変 更	0	0	1	4	2	31	1	0	1	1	1	0	42
再交付	0	0	1	0	0	6	2	0	0	1	0	0	10
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(4) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律及び柔道整復師法

表 6 施術所数

令和 5 年度末

	名 護 市	国 頭 村	大 宜 味 村	東 村	今 帰 仁 村	本 部 町	伊 江 村	伊 平 屋 村	伊 是 名 村	計
あん摩・はり・きゅう※	25	4	4	0	1	4	1	0	0	39
柔 道 整 復 師	16	0	2	0	2	3	0	0	0	23

※「出張のみの業務の届出」を行っている者を除く。

表 7 施術所数の年次変化

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
あん摩・はり・きゅう※	29	33	36	38	39
柔 道 整 復 師	16	18	21	22	23
計	45	51	57	60	62

※「出張のみの業務の届出」を行っている者を除く。

(5) 医薬品医療機器等法、毒物及び劇物取締法

表 8 薬局及び医薬品販売業施設数

令和 5 年度末

市町村名 項 目	名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	その他	計
薬 局	31	2	1	0	1	4	1	0	0	0	40
店舗販売業	13	1	0	0	2	3	1	0	0	0	20
卸売販売業	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
配置販売業(既存)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
配置販売業(新規)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
特例販売業	4	3	0	0	0	0	0	3	0	0	10

※項目の説.

- ・薬局とは、薬剤師が販売または授与の目的で調剤を行う場所をいう。
- ・店舗販売業とは、店舗において一般用医薬品を販売または授与することができる販売業である。
- ・卸売販売業とは、専ら薬局開設者、医薬品販売業者、医薬品製造販売業者、医薬品製造業者、医療機関の開設者等によりのみ医薬品を販売または授与することができる医薬品の販売業である。
- ・配置販売業とは、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が指定した品目を家庭等に配置することにより販売または授与することができる販売業である。（平成 21 年 6 月の法改正により、改正前の許可基準に適合するものを「既存」、改正後の許可基準に適合するものを「新規」とする。）
- ・特例販売業とは、都道府県知事が指定した品目の医薬品を販売することができる販売業である。

※「薬事法」という法律名が、法律制定後初めて改称され、平成 26 年 11 月より「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」となった。

表 9 薬局及び医薬品販売業の年次推移

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
薬 局	40	40	41	41	40
店舗販売業	14	15	15	21	20
卸売販売業	3	3	3	3	3
配置販売業（既存）	0	0	0	0	0
配置販売業（新規）	1	1	1	1	1
特例販売業	20	10	10	10	10
計	78	69	70	76	74

表 10 薬局及び医薬品販売業に係る監視指導状況

令和 5 年度

許可届出施設数	立入検査施行施設数	違反発見施設数	違反発見件数										処分件数					違反発見施設数
			無許可・無届	無許可品	不正表示品	違反広告	毒劇薬の譲渡	毒劇薬の貯蔵陳列	要指示薬の取扱	制限品目販売	構造設備の不備	その他	許可取消・業務停止	構造設備改善命令	検査命令	廃業	その他	
74	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表 11 医療機器販売業・貸与業届出件数

令和 5 年度末

市町村名		名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	計
医療機器 販売業・ 貸与業	高度管理医療機器	22	0	1	0	1	4	1	0	0	29
	管理医療機器	172	8	5	0	13	32	6	2	3	241
	合 計	194	8	6	0	14	36	7	2	3	270

表 12 毒物劇物営業者及び業務上取扱者

令和 5 年度末

市町村名		名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	計
一般販売業		12	1	0	0	0	0	2	0	0	15
農業用品目販売業		6	1	1	1	3	1	1	1	1	16
特定品目販売業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		18	2	1	1	3	1	3	1	1	31

表 13 毒物劇物営業者施設の年次推移

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
一般販売業	22	22	22	20	15
農業用品目販売業	17	16	16	16	16
特定品目販売業	0	0	0	0	0
計	39	38	38	36	31

表 14 毒物劇物に係る監視件数

令和 5 年度

登録施設数	立入検査施行施設数	違反発見施設数	違反発見件数										処分件数				違反発見施設数
			無登録	混同保管	施錠設備	設備無届変更	表示	譲渡証記載	責任者義務	責任者無届変更	不良品	その他	登録取消等	構造設備改善命令	始末書	その他	
31	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(6) 麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法及び覚醒剤取締法

ア 薬物乱用防止啓発業

麻薬・覚せい剤・大麻・危険ドラッグ等による薬物乱用を防止するため、沖縄県薬物乱用防止協会北部支部において、薬物乱用防止指導員 22 名が、毎年、薬物乱用防止教室や街頭キャンペーン等により啓発活動を実施してい..

(7) 血液..

医療に必要な血液を献血により確保する体制を確立等し、また広く県民の間に献血思想の普及を図るため、沖縄県赤十字血液センターと協力し啓発活動等を実施してい..

(8) ハブ対策

5 月～6 月にはハブ咬症注意報、9 月～11 月はハブ咬症運動月間として、県民に対してポスターやパンフレットなどにより、ハブ咬症についての注意を喚起するとともに、ハブが生息しやすい場所の環境整備を推進することにより被害の未然防止に務めてい..

近年、中国大陸や台湾に生息するタイワンハブが沖縄本島に持ち込まれ、定着しつつあり、令和 5 年は 2 名（タイワンハブ疑い）の咬症が報告された。（表 17）

表 15 最近 10 年間（平成 26 年～令和 5 年）の市町村別ハブ咬症発生状況

（ヒメハブ、タイワンハブを除く。ハブ咬症疑いを含む。）

単位:件

	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年	31 年	2 年	3 年	4 年	5 年	計
名 護 市	4	6	1	7	5	2	5	1	3	6	40
国 頭 村	0	0	1	4	1	1	2	0	1	1	11
大宜味村	0	1	1	2	0	1	1	0	1	0	7
東 村	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2
今帰仁村	2	4	2	2	3	0	1	0	2	1	17
本 部 町	0	1	2	1	0	2	0	0	2	0	8
伊 江 村	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2
伊平屋村	0	0	2	1	1	0	0	0	0	1	5
計	6	12	9	17	12	7	9	1	9	10	92

表 16 最近 10 年間（平成 26 年～令和 5 年）の市町村別ヒメハブ咬症発生状況 単位：件

	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年	31 年	2 年	3 年	4 年	5 年	計
名 護 市	2	0	2	0	0	1	2	1	1	0	9
国 頭 村	1	0	0	0	1	2	1	2	1	4	12
大宜味村	2	0	1	0	0	0	0	0	1	0	4
東 村	1	0	0	0	1	1	1	1	1	2	8
今帰仁村	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2
本 部 町	1	1	1	2	0	0	1	1	4	0	11
伊 江 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊平屋村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊是名村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	7	1	4	2	2	5	5	5	8	7	46

表 17 最近 10 年間（平成 26 年～令和 5 年）の市町村別タイワンハブ咬症発生状況 単位：件

	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年	31 年	2 年	3 年	4 年	5 年	計
名 護 市	0	1	0	1	2	1	4	1	2	0	12
今帰仁村	1	2	0	0	1	0	0	1	1	0	6
本 部 町	0	0	0	0	0	0	1	1	2	1	5
計	1	3	0	1	3	1	5	3	5	1	23

（９） 海洋危険生物対策

ハブクラゲなどの海洋危険生物に関しては、海水浴シーズンに被害が多く発生することから、6 月から 9 月にハブクラゲ発生注意報を発表し、県民に対しポスターやパンフレットなどによりハブクラゲ刺症についての注意喚起し、被害の未然防止に務めている。

表 18 ハブクラゲ等海洋危険生物刺咬症 単位：件

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
ハブクラゲ刺症被害者数	10	4	7	8	5
ハブクラゲ以外の被害数	37	16	14	19	14
計	47	20	21	27	19

4 環境保全業務

(1) 業務内容

環境保全業務は主に水質環境と大気環境に分けられ、環境基本法により定められた環境基準の達成に向けて、環境調査の実施や事業者等に対しての環境関係法令の遵守の指導を行っている。また、沖縄県赤土等流出防止条例に係る届出等の審査や立入検査、公害に関する苦情への対応も行っている。

(2) 水質環境保全

ア 水質汚濁防止法に係る特定事業場

水質汚濁防止法は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下への浸透を規制し、公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図ることにより、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的としている。新設される工場又は事業場の設置者は事前に特定施設設置届出を保健所へ提出することになっており、保健所は排出水の水質基準適否の審査を行っている。表1は特定施設を設置している特定事業場数となっている。

表1 水質汚濁防止法に係る特定事業場数

令和5年度末 単位：件

番号	特定施設の種類※ ¹	排水量 50 m ³ / 日 以 上	排水量 50 m ³ /日未満	有害物質 使用等※ ²
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	10	45	0
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	2	2	0
3	水産食料品製造業の用に供する施設	0	3	0
4	野菜・果実を原料とする保存食料品製造業の様に供する施設	1	6	0
5	みそ・しょう油等製造業等の様に供する施設	0	3	0
7	砂糖製造	3	1	0
10	飲料製造業の用に供する施設	4	20	0
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造の用に供する施設	0	8	0
17	豆腐・煮豆製造の用に供する湯煮施設	0	15	0
47	医薬品製造業の用に供する施設	0	1	0
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	2	0
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	4	9	0
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	1	0	0
64の2	水道施設・工業用水道施設・自家用工業用水道の浄水施設（1万m ³ 以上）	2	1	0
66の3	旅館業の用に供する施設	14	94	0
66の4	共同調理場（500m ³ 以上）	1	2	0
66の6	飲食店（420m ³ 以上）	2	0	0
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	1	16	0

68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	1	0
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	1	2	0
70 の 2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	1	0
71	自動式車両洗浄施設	0	21	0
71 の 2	科学技術に関する事業場の業務の用に供する施設	2	8	4
71 の 3	一般廃棄物処理施設	0	4	0
71 の 4	産業廃棄物処理施設	0	1	0
72	し尿処理施設（500 人以下のし尿浄化槽を除く）	18	3	0
73	下水道週末処理施設	4	0	0
74	特定事業場から排出される水の処理施設	0	1	0
	合 計	70	268	4

※ 1：特定事業場：特定施設を有する事業場。事業所内に複数の特定施設を有する場合は主な業種に計上

※ 2：有害物質使用等：有害物質を製造、使用、保管する事業場

※管内に特定施設の設置がない種類は省略

表 2 市町村別特定事業場数及び年度内届出等件数

令和 5 年度

市町村名 内 容	名 護 市	国 頭 村	大 宜 味 村	東 村	今 帰 仁 村	本 部 町	伊 江 村	伊 平 屋 村	伊 是 名 村	合 計
特定事業場数(全数)	157	46	16	10	27	44	22	7	13	342
設置届出(年度内)	1	0	0	1	1	0	0	0	0	3
変更・廃止届出（年度内）	4	1	1	3	0	3	2	0	1	14

イ 事業場排水等調査

工場又は事業場に設置された特定施設へ立入検査を行い、汚水及び廃液の処理状況などについて確認を行っている。また、排水の水質調査を実施し、排水基準を超過した事業場に対しては、文書による指導を行っている。

表 3 水質汚濁防止法に係る特定事業場立入検査状況

単位：件

年 度	立入検査 事業場数 (延べ)	排水検査 事業場数 (延べ)	排水基準 不適合事 業場数	検査項目及び検査件数：（ ）内は不適合件数					
				pH	SS	BOD 又 は COD	油分	大腸菌 群数	その 他
平成 31	2	2	1	2	2	1		2(1)	0
令和 2	12	12	2	12(2)	12	11		12	0
令和 3	30	16	3	14(1)	14(1)	11		12(1)	0
令和 4	10	9	3	9	9(1)	9(1)	1	9(2)	0
令和 5	14	13	1	13	12	12(1)	6	12	0

表4 水質汚濁防止法に係る特定事業者に対する指導状況

令和5年度 単位：件

指導内容			合 計	指導方法		
処理施設の設置・改善	排水の一時停止	その他		文 書	口 頭	合 計
0	0	4	4	0	4	4

ウ 沖縄県水質測定計画に係る公共用水域の水質調査

県では、河川・海域等の公共用水域の水質状況を把握するため、水質汚濁防止法第16条に基づいて公共用水域の「水質測定計画」を策定し、監視測定を実施している。北部保健所では「水質測定計画」に基づき、満名川（本部町）、羽地大川（名護市）、我部祖河川（名護市）、汀間川（名護市）、源河川（名護市）、平南川（大宜味村）、大保川（大宜味村）の7河川15地点において水質調査を行っている。

図1 管内河川水質調査地点

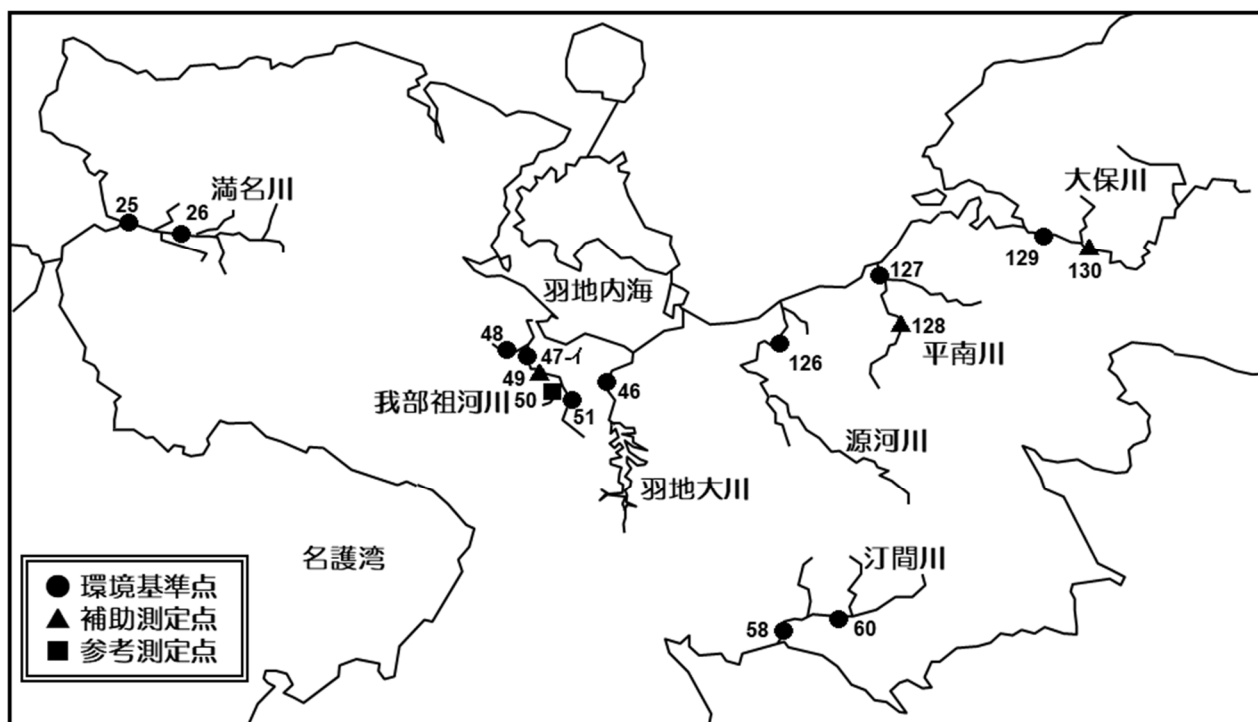


表5 河川の水質測定結果

令和5年度

河川名	地点番号	環境基準 BODmg/l	年間調査回数	pH 平均値	DOmg/l 平均値	SSmg/l 平均値	大腸菌数 (CFU/100ml) 平均値	BODmg/l 75%値	達成 状況
満名川	25	2	6	7.7	6.8	3.8	2.86E+02	0.4	適
	26	2	6	7.8	7.8	1.5	3.15E+02	1.0	適
羽地大川	46	2	6	7.7	8.3	1	3.03E+02	0.6	適
我部祖河川	47-I	2	12	7.5	5.9	2.8	1.54E+03	0.9	適
	48	2	12	7.9	8.6	1.4	9.54E+01	0.4	適
	49	-	12	7.7	6.1	3.0	3.90E+03	1.4	-

我部祖河川	50	-	6	7.9	7.6	1.2	2.60E+03	1.4	-
	51	-	12	7.8	8.1	6.6	7.40E+04	3.8	不適
汀間川	58	2	6	7.7	6.5	3.5	7.57E+01	0.5	適
	60	2	6	7.6	7.6	4.8	1.21E+02	0.5	適
源河川	126	2	6	7.7	8.2	1	3.43E+01	0.1	適
平南川	127	2	6	7.5	7.9	1.3	8.00E+02	0.5	適
	128	-	4	7.5	8.4	1.8	3.50E+02	0.1	-
大保川	129	2	6	7.4	6.3	4.0	2.23E+02	0.5	適
	130	-	6	7.5	7.0	1.7	1.12E+02	0.5	-

※BOD（生物化学的酸素要求量）とは、水中の有機物が微生物によって分解されるときに消費される酸素量のこと、水の汚れの度合いを示し値が大きいほど水が汚れていることを示す。

※BOD75%値とは、測定回数の75%番目の測定値のこと、平均値のように最大値、最小値に影響されないという点で、環境基準値達成状況の評価に用いられる。

エ 主要水浴場の水質調査

県では、良好な水浴場の情報を提供するために水質調査を実施し公表している。管内においては、オクマビーチ（国頭村）、エメラルドビーチ（本部町）、ブセナビーチ（名護市）、かりゆしビーチ（名護市）の4カ所について隔年で実施しており、調査は遊泳前（4月～5月）、遊泳中（7月～8月）の期間中の2日、午前、午後に海水を採取し、下記項目について検査し判定を行っている。

表6 主要水浴場の水質調査結果

令和5年度

名 称	遊 泳 前					遊 泳 中				
	判 定	透明度 (m)	油 膜	COD (mg/l)	大腸菌 (個/100ml)	判 定	透明度 (m)	油 膜	COD (mg/l)	大腸菌 (個/100ml)
エメラルド ビーチ	水質 A	>1	無	0.8	2	水質 A	>1	無	1.2	3
かりゆし ビーチ	水質 AA	>1	無	1.0	<2	水質 AA	>1	無	0.8	<2

※大腸菌：ふん便性大腸菌群数（個/100ml）、COD：化学的酸素要求量（mg/l）

※判定 AA：透明度全透、油膜無、COD2mg/l以下、ふん便性大腸菌不検出

※判定 A：透明度全透、油膜無、COD2mg/l以下、ふん便性大腸菌 100 個/100ml 以下

オ 水質汚濁に係る事故調査

公共用水域において魚類のへい死事故が発生した場合は、死魚を回収し死因を調査するとともに水質検査等により、原因究明を行っている。

表7 水質汚濁に係る事故状況（過去5年）

発生年度	発生市町村	事故の内容	原因
平成31年度	名護市	魚類のへい死	不明
令和2年度	国頭村	魚類のへい死	不明
令和4年度	名護市	魚類のへい死	不明

※令和3、5年度は事故無し

カ 沖縄県赤土等流出防止条例に係る届出審査及び監視

沖縄県赤土等流出防止条例は、事業行為(土地の掘削、盛土、伐開等)に伴って降雨時に発生する濁水の流出を抑制するとともに、土地の適正な管理を促進することによって、公共用水域の水質の汚濁防止を図り、もって良好な生活環境の確保に資することを目的として平成7年に施行された。条例に基づき、民間工事において1,000 m²以上の一団の土地について事業行為をするものは、事業開始45日前までに赤土等流出防止対策等を示した届出書を保健所へ提出する必要がある。国等や地方公共団体が1,000 m²以上の一団の土地について事業行為をしようとするときは、保健所長あて通知することとされている。なお、10,000 m²以上の事業行為については県環境保全課が審査することとなっている。

保健所では、監視パトロールを行い事業場での赤土等流出防止対策の状況確認や無届工事の指導などを行っている。

表8 赤土流出防止条例に係る事業行為届出・通知件数

令和5年度

市町村名 事業者・事業種別※		名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	合計
事業者別	届出(民間)	27	0	2	0	6	14	0	0	0	49
	通知(公共)	35	3	3	1	3	4	5	0	5	59
	合計	62	3	5	1	9	18	5	0	6	94
事業種別	道路改良工事関係	7	1	0	0	0	0	0	0	0	8
	農地造成工事	0	0	0	0	1	2	0	0	0	3
	農道工事関係	2	0	0	0	0	0	1	0	0	3
	宅地造成工事	9	1	0	0	1	2	1	0	0	14
	施設用地造成	28	1	2	0	5	6	2	0	1	45
	護岸工事関係	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	河川工事関係	7	0	1	0	1	1	0	0	1	10
	草地造成関係	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	排水工事関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	6	0	2	1	2	7	1	0	2	28
合 計		62	3	5	1	9	18	5	0	5	108

※10,000 m²以上の事業行為を含む

表9 監視指導等の状況

令和5年度 単位：件

事業行為現場 (届出通知)	民間事業		監視回数	現場数	注意指導	文書指導
			22	12	13	0
			(10)	(2)	(4)	(0)
	公共事業		監視回数	現場数	注意指導	文書協議
		国等	1	1	0	0
		県等	0	0	0	0
		市町村等	2	2	0	0

その他の流出原		監視回数	現場数	注意指導	文書指導
	既存農地等	0	0	0	0
	河川・海域等	3	3	0	0
	その他	9	2	0	0

※（ ）内は小規模事業場（1,000 m²未満）への監視等

※その他の流出減源（その他）：違反開発現場、米軍直轄事業等

キ 土壌汚染対策法

土地の形質変更にあたり、土地の掘削範囲と盛土範囲を合わせた面積が3,000 m²以上の場合は、土壌汚染対策法第4条の規定により30日前までの届出が義務づけられている。届出された土地が特定有害物質による汚染の恐れがあると判断された場合には、土地の所有者等へ土壌の調査命令を発出する。またその結果汚染が確認された場合には、規制対象区域に指定し汚染の状況に応じて汚染の除去等の措置を指示することになる。令和4年度の4条の届出は表10のとおり、1件の調査命令の発出及び区域の指定を行った。

表10 土壌汚染対策法に係る届出状況

令和5年度 単位：件

市町村名 内 容	名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	合計
4条届出数	24	2	2	0	1	2	1	0	1	33
調査命令件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
区域指定件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

ク 温泉法

温泉法は、温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止し、及び温泉の利用の適正を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。温泉法に係る申請書、届出など書類は保健所を経由して沖縄県自然保護課へ進達される。保健所では必要に応じて、温泉施設への立入調査を行っており、管内では本部町に1施設の温泉利用施設がある。

(3) 大気環境保全

大気汚染防止法は、工場及び事業場における事業活動に伴いばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんを発生する施設について届出を義務づけ、構造や排出基準について規制している。また、大気汚染防止法が適用されない小規模の施設についても、沖縄県生活環境保全条例において規制されている。

ア ばい煙発生施設

ばい煙とは、燃焼等に伴い発生するいおう酸化物、ばいじん及び物の燃焼、合成、分解等に伴い発生する物質のうちカドミウムなどの生活環境に係る被害を生じるおそれがある物質をいい、政令で定められている。これらばい煙を発生する施設は届出が義務付けられている。

なお、令和4年10月1日に大気汚染防止法におけるばい煙発生施設のボイラーの規模要件が改正され、伝熱面積の規模要件が撤廃される等があったことから、沖縄県生活環境保全条例も改正により同条例においてボイラーは届出対象外となった。

表 11 大気汚染防止法に係るばい煙発生施設設置数

令和5年度末 単位：件

市町村名 種 別	名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	合計
ボイラー	41	2	0	5	1	4	1	2	2	62
焼成炉	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
廃棄物焼却炉	5	2	0	0	0	2	1	1	1	12
ディーゼル機関	30	2	0	3	0	11	2	0	6	56
施設種類不明	20	5	1	1	1	7	2	1	1	39
ガスタービン	8	0	0	0	0	0	0	0	0	8
合 計	103	11	1	9	6	24	6	4	10	178

※管内に発生施設の設置がない種類は省略

表 12 沖縄県生活環境保全条例に係るばい煙発生施設設置数

令和5年度末 単位：件

市町村名 種 別	名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	合計
廃棄物焼却炉	3	1	0	0	0	0	0	0	1	5

※管内に発生施設の設置がない種類は省略

イ 一般粉じん

一般粉じんとは、特定粉じん（石綿）以外のものをいい、一般粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散されるおそれがある施設は、届出が義務付けられている。

表 13 大気汚染防止法に係る一般粉じん発生施設設置数

令和5年度末 単位：件

市町村名 種 類	名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	合計
堆積場	24	4	0	1	2	26	0	1	0	58
ベルトコンベア・ バケットコンベア	107	7	0	0	0	30	1	1	0	146
破碎機・摩砕機	12	1	0	0	0	11	2	0	0	26
ふるい	3	1	0	0	0	6	0	0	0	10
合 計	146	12	0	1	2	73	3	2	0	240

※管内に発生施設の設置がない種類は省略

表 14 沖縄県生活環境保全条例に係る粉じん発生施設設置数

令和 5 年度末 単位：件

	名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	合計
堆積場	9	0	0	7	0	0	0	0	0	16
ベルトコンベア・バケットコンベア (鉱物・土石・セメント)	11	0	0	0	0	0	0	0	0	11
ベルトコンベア・バケットコンベア (おかくず・木材チップ)	4	0	1	0	0	0	0	0	0	5
破砕機・摩砕機 (鉱物・岩石・セメントの用に供するもの)	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2
破砕機・摩砕機(木材・コンクリートの用に供するもの)	6	0	1	0	0	0	0	0	0	7
ふるい(鉱物・岩石・セメントの用に供するもの)	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
合 計	34	0	2	7	0	1	0	0	0	44

※管内に発生施設の設置がない種類は省略

ウ 特定粉じん：石綿（アスベスト）

建築物等の解体やリフォームなどを行う場合、大気汚染防止法において吹付石綿、断熱材、保温剤及び耐火被覆材（飛散性石綿建材）、石綿含有成形板及びその他石綿含有建材（非飛散性石綿建材）の除去等作業について届出等が義務付けられており、石綿の周囲への飛散を防ぐため作業基準が定められている。

保健所では、届出等があった作業現場へ立入調査を行い、作業基準の遵守について確認を行っている。

表 15 特定粉じん排出等作業等の届出等件数

令和 5 年度

市町村名 届出等内容	名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	合計
吹付石綿等 (飛散性石綿)	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
石綿含有成形板等 (非飛散性石綿)	103	12	2	0	9	22	9	2	8	191
合計	130	12	2	0	9	22	9	2	8	190

表 16 特定粉じん排出等作業届出件数及び監視指導件数の年次変化

単位：件

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
吹付石綿等 (飛散性石綿)	2	2	3	0	3
石綿含有成形板等 (非飛散性石綿)	63	68	76	161	194
監視指導	8	26	67	51	26

エ 水銀

平成 30 年 4 月 1 日から水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため工場及び事業場における事業活動に伴う水銀等の排出を規制することを目的に、大気汚染防止法では水銀排出施設設置等の届出が義務付けられることになった。水銀排出施設とは、工場又は事業場に設置される施設で水銀等を大気中に排出するもののうち、石炭火力発電所、産業用石炭燃焼ボイラー、非金属の製造に用いられる精錬及び焙焼の工程施設、セメントクリンカーの製造施設、廃棄物の焼却施設などである。

表 17 水銀排出施設の設置状況

令和 5 年度末 単位：件

	名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	合計
セメントの焼成炉	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
廃棄物の焼却施設	3	2	0	0	0	2	1	1	1	10

オ 大気汚染の常時監視

北部保健所には庁舎内に一般環境大気測定局が設置されており、硫黄酸化物や窒素酸化物、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント及び微小粒子状物質（PM2.5）の測定を行っている。

また、環境省の委託事業により国頭村辺戸に設置された国設辺戸岬酸性雨測定所における試料採取や測定機器の維持管理等も実施している。

大気汚染が著しく健康や生活環境に被害が生じるおそれがある場合には、大気汚染防止法第 23 条に基づき、知事は県民へ周知することとなっている。光化学オキシダントについては大気中濃度が 0.12ppm を超え継続すると判断した場合に注意報を発令し、PM2.5 については 1 日平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想された場合注意喚起を行うことが定められている。令和 4 年度はこれら注意報の発令等はなかった。

カ フロン排出抑制法

業務用エアコンや冷凍冷蔵機器（第一種特定製品）などの冷媒として使用されているフロン類は、オゾン層の破壊や地球温暖化の原因となるため、大気中への放出を抑制する必要がある。このため「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法、平成 27 年 4 月 1 日施行）」では、第一種特定製品が修理、廃棄される際にフロン類が確実に回収・破壊されるよう様々な義務・遵守事項を定めている。また第一種特定製品を使用している管理者にも定期的な点検等が義務づけられている。

保健所ではフロン類の充填や回収を行おうとする者（第一種フロン類充填回収業者）の登録、充填回収量報告の集計などを行っている。また、解体工事などにおける廃棄状況の確認や、業務用空調機器などの第一種特定製品を使用している管理者への立入調査なども実施している。

表 18 第一種フロン類充填回収業者登録数

令和 5 年度末 単位：件

市町村名 業 種	名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	合 計
第一種フロン類充填回収業者数	10	0	0	0	2	2	0	0	1	15

表 19 フロン排出抑制法に係る立入状況

令和 5 年度 単位：件

	第一種フロン類 充填回収業者	第一種特定製品の管理 者	解体工事等
立入件数	4	0	4

キ ダイオキシン類対策特措法

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）をダイオキシン類と呼び、主に物質を燃やしたり塩素化合物を製造する過程で非意図的に生成される。ダイオキシン類は発がん性や催奇形性があるとされ、ダイオキシン類対策特別措置法（ダイオキシン特措法）により環境基準が定められており、廃棄物焼却施設などのダイオキシン類を排出する施設の設置者に対して届出や排ガス等の測定が義務づけられている。

保健所ではダイオキシン類特措法に基づき、ダイオキシン類発生施設の届出や測定結果の報告書の審査及び受理、立入検査を行っている。

表 20 ダイオキシン類発生施設数

令和 5 年度末 単位：件

市町村名 廃棄物焼却炉 (処理能力)	名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	合 計
4t/h 以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2t/h～4t/h 未満	2	0	0	0	0	2	0	0	0	4
200kg/h～2t/h 未満	0	2	0	0	0	0	1	1	1	5
100kg/h～200kg/h 未満	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
50kg/h～100kg/h 未満	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
50kg/h 未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	4	3	0	0	0	2	1	1	1	12

(4) 公害苦情調査

公害紛争処理法第 49 条において、地方公共団体は関係行政機関と協力して公害に関する苦情の適切な処理に努めることとされている。保健所では、公害苦情相談員を配置し、管内市町村の環境担当課と連携して典型 7 公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）及び廃棄物投棄の苦情処理にあたっている。

表 21 管内苦情件数

令和 5 年度

	名 護 市	国 頭 村	大 宜 味 村	東 村	今 帰 仁 村	本 部 町	伊 江 村	伊 平 屋 村	伊 是 名 村	合 計
大気汚染	0	0	0	0	1	3	0	0	0	4
水質汚濁	11	0	0	0	2	3	0	0	0	16
騒音・振動	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪臭・野焼き	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2
廃棄物投棄	8	0	0	0	0	0	0	0	0	8
その他	6	0	1	0	1	6	0	0	0	14
合 計	26	0	1	0	5	12	0	0	0	44

5 環境整備業務

(1) 業務内容

環境整備業務は、廃棄物処理に関することの他に建設リサイクル、自動車リサイクルなどのリサイクル関連、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物に関すること、浄化槽の維持管理に関することなどの業務を行っている。

(2) 廃棄物処理

ア 廃棄物処理業

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という）において、事業場から排出される廃棄物（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん）と特定の事業活動から排出される廃棄物（紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体、動物系固形不要物）は、産業廃棄物に分類され、それ以外の一般廃棄物と区別される。一般廃棄物は各市町村の廃棄物処理計画に基づき、市町村が処理を行うこととなっているが、産業廃棄物は、排出事業者が責任を持って処理しなければならない。保健所では産業廃棄物の処理に起因する生活環境への影響を防止するため、排出事業者、処理業者及び処理施設に対する指導をおこなっている。

産業廃棄物処理業には「産業廃棄物収集運搬業」、「特別管理産業廃棄物収集運搬業」、「産業廃棄物処分業」、「特別管理産業廃棄物処分業」があり、これら許可申請に係る事務手続きや事業所の監視業務も保健所にて行っている。

表 1 管内の産業廃棄物処理業

令和 5 年度末 単位：件

業 種 \ 市町村名	名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	合計
産業廃棄物収集運搬業	61	3	9	0	8	22	8	1	1	113
特別管理産業廃棄物収集運搬業	3	0	0	0	0	2	1	0	0	6
産業廃棄物処分業	12	0	3	0	1	5	1	0	0	22
特別管理産業廃棄物処分業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1

イ 産業廃棄物処理施設

廃棄物処理法第 15 条において、一定規模以上の処理能力を有する処理施設の設置については、設置の許可を得なければならないとされている。管内における産業廃棄物処理施設の設置許可状況は表 2 のとおりである。

表2 管内廃棄物処理施設の設置状況

令和5年度末 単位：件

市町村名 種 類	名 護 市	国 頭 村	大 宜 味 村	東 村	今 帰 仁 村	本 部 町	伊 江 村	伊 平 屋 村	伊 是 名 村	合 計
汚泥の脱水施設	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6
汚泥の焼却施設	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
廃油の焼却施設	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
廃プラスチック類の破碎施設	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
廃プラスチック類の焼却施設	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
木くずの破碎施設	5	0	0	0	0	1	0	0	0	6
がれき類の破碎施設	10	0	1	0	1	3	1	0	0	16
産業廃棄物の焼却施設	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
安定型最終処分場	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
管理型最終処分場	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2

※管内に設置のない種類は省略

(3) 建設リサイクル

平成14年5月に建設リサイクル法が施行され、以下①～④に該当する建設現場から排出される特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設発生木材、コンクリート及び鉄から成る資材）は分別解体の徹底、再資源化が求められている。保健所では、土木事務所から建設工事等の情報をもとに、工事現場の監視や立入検査を行っている。

建設リサイクル法に係る対象建設工事は、以下のとおり。

- ①建築物に係る解体工事（床面積80㎡以上）
- ②建築物に係る新築又は増築の工事（床面積500㎡以上）
- ③建築物に係る修繕等の工事（請負代金1億円以上）
- ④建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（請負代金500万円以上）

表3 建設リサイクル法対象工事件数

令和5年度 単位：件

市町村名 工事の種類	名 護 市	国 頭 村	大 宜 味 村	東 村	今 帰 仁 村	本 部 町	伊 江 村	伊 平 屋 村	伊 是 名 村	広 域	合 計
① 解体工事	29	2	0	0	3	4	1	2	1	0	42
② 新築・増築	12	0	0	2	0	5	1	0	0	0	20
③ 修繕等	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	6
④ 建築物以外	75	20	14	3	6	11	9	3	4	0	143
合 計	120	24	14	5	9	20	11	5	5	0	211

(4) 自動車リサイクル

使用済みとなった自動車（廃自動車）は、「使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）に基づき、再資源化が義務づけられている。

保健所では最終所有者から廃自動車を引き取る「引取業」、廃自動車からクーラーガスなどを回収する「フロン類回収業」の事業者登録を行っている。また、廃自動車から部品取りなどを行う「解体業」と、解体済自動車を破砕し分別する「破砕業」は県知事の許可が必要となっており、許可申請の受付業務を行っている。その他放置自動車や無許可解体業などの取締りなども行っている。

表 4 自動車リサイクル法に係る登録業者・許可業者

令和 5 年度末 単位：件

市町村名 業 種	名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	合計
引取業	31	0	0	0	6	5	3	1	0	46
フロン類回収業	9	0	0	0	1	0	2	1	0	13
解体業	8	0	0	0	1	0	2	0	0	11
破砕業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合 計	49	0	0	0	8	5	7	2	0	71

(5) ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、熱で分解しにくく、不燃性、電気絶縁性が高いなど化学的にも安定な性質を有することから電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途に利用されてきた。しかしながら PCB には毒性があり、健康被害が報告されたことにより平成 15 年に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成 15 年 6 月 18 日（法律第 93 号）（以下「PCB 特措法」という。））が定められ、PCB 廃棄物の保管、処分等について規制等が行われてきた。さらに PCB が使用されている電気機器（変圧器、コンデンサー、安定器）は処分期間内に必ず処分しなければならないことから、保健所では、PCB 廃棄物の保管事業者へは報告書の提出及び保管方法や早期処分についての指導を行っている。

表 5 PCB 廃棄物保管・PCB 使用製品所有事業者

単位：件

市町村名 機器の種類	名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	合計
令和 4 年度末保有事業者	5	0	0	0	2	2	0	0	0	9
令和 5 年度処理済事業者	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
令和 5 年度末保管等事業者	4	0	0	0	2	2	0	0	0	8

(6) 廃棄物不適正処理防止対策

ア 不法投棄実態調査

管内における産業廃棄物及び一般廃棄物の不法投棄事案について、毎年度、管内市町村の協力のもと 1 か所の投棄物の合計が約 1 t 以上の不法投棄事案の調査を実施している。管内の不法投棄件数の推移を表 6、表 7 に示した。

表 6 不法投棄件数の推移（投棄物 1 t 以上）

単位：件

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
一 般 廃 棄 物	12	15	18	16	16
産 業 廃 棄 物	3	4	5	5	5
混 合 廃 棄 物	2	3	3	4	4
合 計	17	22	26	25	25

表 7 不法投棄場所の内訳（投棄物 1 t 以上）

単位：件

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
原 野	4	5	6	7	7
山 林 等	9	11	14	13	13
農 用 地	3	3	2	2	2
河 川 海 岸 等	0	0	2	1	1
そ の 他	1	2	2	2	2
合 計	17	21	26	25	25

イ 廃棄物不適正処理防止対策

廃棄物の不法投棄や不適正処理（放置、野外焼却など）は、生活環境の悪化だけではなく、自然環境汚染にもつながり、生態系に影響を与えるなど深刻な問題となっている。

表 8 廃棄物処理業等監視指導件数

令和 5 年度 単位：件

区 分		立入検査※ ¹	監視パトロール※ ²
一般廃棄物処理施設		0	0
自ら処理業者	中間処理	1	0
	最終処分	0	0
排出事業者	建設工事	26	460
	P C B	11	14
	その他(不適正処理含む)	17	55
産業廃棄物処理業者	収集運搬	22	30
	中間処理 (処分業)	26	41
	最終処分	7	6
公共		2	0
自動車リサイクル法	引取業	6	15
	フロン類回収業	2	4
	解体業	2	3
	破砕業	1	2
その他 (廃掃法無許可業者など)		0	942
不法投棄			852
野外焼却 (野焼き)			29
不適正処理			186
その他監視			505

※ 1：環境衛生指導員による立入検査

※ 2：廃棄物監視指導員によるパトロール件数

保健所では、環境衛生指導員による事業場などへの立入検査、廃棄物監視指導員（警察出身者）による不適正処理監視パトロールを行い、不適正処理の是正を指導している。（表 8）

また、毎年 5 月 30 日の「ゴミゼロの日」を含めた前後に「廃棄物不法投棄県下一斉パトロール」を実施している。さらに「管内廃棄物不法処理防止ネットワーク会議」を設置し、各市町村、所轄警察署、消防署、海上保安本部などと連携した取組みを行っている。

（7）浄化槽

浄化槽とは、建築物（住宅や事業所など）のトイレ、台所、お風呂、洗濯、洗面所などから排出される汚水を浄化する設備のことで、その維持管理等については浄化槽法で定められている。

ア 浄化槽設置届・設置計画書

浄化槽法（以下「法」という。）においては、浄化槽を設置する前に保健所への届出（建築確認申請を行う場合は建築主事等へ浄化槽設置計画書を提出）が義務づけられている。

保健所では、浄化槽設置届出書及び建築主事等より送付される浄化槽設置計画書の受理、浄化槽使用開始報告書や管理者変更及び廃止届などの事務処理を行っている。

表 9 市町村別浄化槽設置届・設置計画書等状況（既設報告含む） 令和 5 年度 単位：件

市町村名 人槽	名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	合計
5～20	112	18	6	4	66	33	11	0	250
21～50	9	0	0	0	10	2	1	0	22
51～100	3	0	0	0	1	0	0	0	4
101～500	3	0	1	0	0	1	0	0	5
501 以上	0	0	1	0	0	0	1	0	2
合 計	127	18	8	4	77	36	13	0	283

※伊是名村は事務委任

表 10 浄化槽設置届出書・設置計画書等の年次変化 単位：件

年 度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
設置届出書(既設報告含む)	106	104	119	106	108
設置計画書	226	263	228	240	175
設置変更・変更計画	90	89	86	60	85
使用開始報告・使用再開	132	165	257	151	138
管理者変更・技術管理者変更	36	78	110	75	56
廃止・休止・中止・取り下げ	18	57	303	39	27

表 11 管内市町村別浄化槽設置基数

令和 5 年度末 単位：件

種別	市町村名 人 槽	名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	合計
単独浄化槽	20 以下	3,195	578	324	153	510	861	369	11	6,001
	21～50	228	71	28	33	60	37	43	3	503
	51～100	18	7	5	2	4	3	2	0	41
	101～500	8	3	3	0	2	3	2	0	21
	501 以上	2	1	0	0	0	0	0	0	3
	小 計	3,451	660	360	188	576	904	416	14	6,569
合併浄化槽	20 以下	2,452	313	233	148	968	827	293	4	5,238
	21～50	240	46	20	23	101	63	41	3	537
	51～100	97	24	5	11	28	12	14	0	191
	101～500	82	15	9	7	28	20	17	4	182
	501 以上	20	3	1	0	6	1	1	1	33
	小 計	2,891	401	268	189	1,131	923	366	12	6,181
合 計		6,342	1,061	628	377	1,707	1,827	782	26	12,750

イ 浄化槽法定検査

法第 7 条では、浄化槽を設置してから 3 ヶ月経過した後 5 ヶ月以内に検査を受けなければならないとされている。さらに年 1 回の定期検査（法第 11 条）が義務づけられている。保健所では、これらの受検指導及び検査結果により不適正と判明した浄化槽については設置者に対して改善の指導を行っている。

表 12 市町村別法定検査件数

令和 5 年度 単位：件

市町村名 検査		名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	合計
7 条 検査	検査数	96	14	3	3	45	26	8	1	196
	不適(不適率)	26	1	0	2	8	10	3	0	50 (22.5%)
11 条 検査	検査数	651	217	101	127	307	128	233	11	1,990
	不適(不適率)	15	10	2	4	7	3	8	0	49 (2.4%)

ウ 浄化槽設置者講習会

浄化槽の維持管理等に関する知識の普及啓発を目的として、保健所では浄化槽を新設する者を対象に毎月1回浄化槽設置者講習会を開催している。この講習会では、浄化槽設置前に浄化槽管理者の義務（保守点検・清掃・法定検査）を知ることにより、浄化槽の維持管理を適切に行うことなどを説明している。なお、県内の各保健所（那覇市を除く）でも同様の講習会をおこなっている。

表 13 浄化槽設置者講習会開催数及び受講者数（過去5年実績）

単位：件

年 度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
開 催 数（回）	11	7	4	11	11
受 講 者（人）	300	188	75	262	272

※平成 31 年度から令和4年度は新型コロナウイルスまん延の影響により、実施回数減。

※令和5年度は台風接近に伴い、1回中止。

エ 浄化槽保守点検業の登録業務

浄化槽の維持管理は専門の知識や技術が必要であることから、自ら行う場合を除き、保健所に登録された浄化槽保守点検業者に委託しなければならない。保健所では、管内に営業所を持つ事業者の登録を行い、その業務が適切に行われるように指導等を行っている。なお、他保健所にて登録を行っている業者においても、登録時に営業区域（市町村）を管轄保健所へ届出ることにより北部管内で営業することができる。

表 14 浄化槽保守点検業者数

令和 5 年度末 単位：件

市町村名 浄化槽 保守点検業者	名 護 市	国 頭 村	大 宜 味 村	東 村	今 帰 仁 村	本 部 町	伊 江 村	伊 平 屋 村	伊 是 名 村	合 計
管内登録事業者数	7	1	1	0	3	3	2	2	1	20

（8）そ族昆虫及び衛生害虫

明治 30 年に制定された「伝染病予防法」は、平成 11 年 4 月 1 日に「感染症法」が施行されたことにより廃止された。よって、それまで保健所において行ってきたそ族昆虫駆除の業務は市町村へ移管され、地域における蚊などの衛生害虫の駆除は市町村担当課が行うこととなった。しかし、近年、セアカゴケグモなどの外来生物などによる被害やヒアリなどの侵入のおそれなどがあることから、市町村担当課や住民からの通報などがあった場合は、昆虫類の同定を衛生環境研究所衛生科学班へ依頼することにより対応している。

また、県自然保護課からの依頼により、「ヒアリ等同定研修」に参加し県民からの通報に対応する体制を整えている。